

郡山市音楽・文化交流館
令和2年7月10日制定
令和2年9月1日改正
令和2年9月29日改正
令和2年12月1日改正

郡山市音楽・文化交流館利用にあたってのガイドライン
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針（11月24日改正）」及び「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（令和2年11月19日改定）」に基づき、当交流館の実情に合わせて運用する。

なお、このガイドラインは当分の間の措置とし、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時変更するものとする。

1 基本的な考え方

感染予防対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染予防対策の下での安全な貸館利用を日常化していくこととする。

2 利用者に要請する内容

- (1) 演奏・活動時以外のマスクの常時着用、咳エチケット、手指消毒を徹底すること。
- (2) ホール等の利用に当たって、「感染リスクの少ないイベント（※1）」については、マスク着用と大声を出さないことが担保される場合に、定員又は収容率の100%以内とする。「その他のイベント（※2）」については、50%以内とする。
(別表1参照)
- (3) (2) について、定員又は収容率100%で開催する場合には、これまでの開催実績等を踏まえ観客（参加者）が大声での歓声・声援等を発し又は歌唱することが見込まれないこと。さらには、感染対策等がガイドラインに盛り込まれ、それに即した感染予防対策が実施されることを要件とする。
- (4) 利用当日、入館前に検温をし、平熱と比べて高い発熱がある場合や、咳・全身倦怠感・呼吸困難等の症状があるなど、体調が悪いと自身で判断される場合は利用・参加をご遠慮いただくこと。
- (5) 館内での食事はご遠慮いただくこと。
- (6) 別表2「施設利用に係る人数目安について」を基に利用人数を制限の上、貸出を行うこと。

3 主催者に要請する内容

施設利用申し込みを行う主催者に対しては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として次の内容を要請する。

- (1) マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。(マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、参加者に対しマスク 100%を担保。)
- (2) 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
- (3) 別表2「施設利用に係る人数目安について」を基準とした利用申し込みを行うこと。
- (4) 参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリ(COCOA)の活用を促すこと。
- (5) 主催者等は、入館時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。また、その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- (6) 全国的な移動を伴うイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はイベントの主催者は、開催要件等について福島県に事前に相談すること。
- (7) 利用当日、平熱と比べて高い発熱がある場合や、咳・全身倦怠感・呼吸困難等の症状があるなど、体調が悪い場合には、入館を自粛するよう事前に周知すること。
・催事の参加受付時に、非接触型の体温計などを用い検温を行う。
- (8) 多くの方が触れる箇所(ドアノブ等)や共用物品(マイク等)をこまめに消毒すること。(消毒液等は、主催者が準備する)
- (9) 入室・退出時(入退出時の行列を含む)や集合場所・トイレ等において、人々との十分な間隔を確保すること。
- (10) 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)を確保すること。
- (11) 定期的な換気を実施すること。
- (12) 発熱等体調不良者は出演・練習を控え、演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できない恐れがあるイベントについては、開催を見合わせること。

4 施設利用時の必要な感染防止策

施設利用にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 演者が歌唱を行う場合、舞台から観客まで最低2mの距離を確保すること。
- (2) 人と人との間隔を1m以上確保の上利用すること。
- (3) 大声を伴う可能性のある場合は、隣席との身体的距離を確保(5名以内の同一グループ間では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合は1m)空ける。)
- (4) 換気のため1時間毎に10分程度、窓や部屋の出入口の扉を開けて利用すること。

- と。その間の練習室等での音出しは控えること。
- (5) 合唱や器楽の演奏等にあたっては、全員同一の方向を向いて行うこと。
なお、前後 2m以上、左右 1 m以上の距離を確保すること。
 - (6) 合唱や器楽等飛沫リスクを伴うものは、飛沫防止策を講じること。(例：アクリル板設置等)
 - (7) 使用時間は、後片付け・清掃の時間（10 分程度）を含めるものとする。
※必要によっては、職員が行う消毒の時間も想定する。
 - (8) ごみはすべて持ち帰ること。

5 施設管理者（郡山市）の取り組み

- (1) 職員による受付カウンター・トイレ等の共用部・ドアノブ・スイッチ・テーブル・椅子等の消毒（1日3回程度）
- (2) 職員による使用後備品の消毒
- (3) 検温機器の配備
- (4) 館内各所への消毒液の配備
- (5) 入館者に対する感染症予防対策への協力要請（マスク着用、手洗い・手指消毒等）